認定調書評点基準表（R9）

児童名	クラス年齢　　歳児	特記事項

区分		類型		保護者の状況		指数	父	母	評点計
基準指数	1	就　労 （休憩時間を含む） ※　就労の認定は 1カ月あたり 休憩時間を除いて 64時間以上の 就労が必要です。	月16日以上	月160時間以上の勤務を常態		17			
				月140時間以上160時間未満の勤務を常態		16			
				月130時間以上140時間未満の勤務を常態		15			
				月120時間以上130時間未満の勤務を常態		14			
				月110時間以上120時間未満の勤務を常態		13			
				月100時間以上110時間未満の勤務を常態		12			
				月　90時間以上100時間未満の勤務を常態		11			
				月　80時間以上　90時間未満の勤務を常態		10			
				月　64時間以上　80時間未満の勤務を常態		9			
			月16日未満	月160時間以上の勤務を常態		15			
				月140時間以上160時間未満の勤務を常態		14			
				月130時間以上140時間未満の勤務を常態		13			
				月120時間以上130時間未満の勤務を常態		12			
				月110時間以上120時間未満の勤務を常態		11			
				月100時間以上110時間未満の勤務を常態		10			
				月　90時間以上100時間未満の勤務を常態		9			
				月　80時間以上　90時間未満の勤務を常態		8			
				月　64時間以上　80時間未満の勤務を常態		7			
			上記以外の就労（求職認定と同じ最長3カ月の認定となります）			3			
		就労内定者 勤務予定先から 就労証明書の提出が必要	月16日以上	月160時間以上の勤務を常態		13			
				月140時間以上160時間未満の勤務を常態		12			
				月130時間以上140時間未満の勤務を常態		11			
				月120時間以上130時間未満の勤務を常態		10			
				月110時間以上120時間未満の勤務を常態		9			
				月100時間以上110時間未満の勤務を常態		8			
				月　90時間以上100時間未満の勤務を常態		7			
				月　80時間以上　90時間未満の勤務を常態		6			
				月　64時間以上　80時間未満の勤務を常態		5			
			月16日未満	月160時間以上の勤務を常態		11			
				月140時間以上160時間未満の勤務を常態		10			
				月130時間以上140時間未満の勤務を常態		9			
				月120時間以上130時間未満の勤務を常態		8			
				月110時間以上120時間未満の勤務を常態		7			
				月100時間以上110時間未満の勤務を常態		6			
				月　90時間以上100時間未満の勤務を常態		5			
				月　80時間以上　90時間未満の勤務を常態		4			
				月　64時間以上　80時間未満の勤務を常態		3			
	2	出　　産	産前・産後各々2か月を含む			15			
	3	疾病 要：診断書	おおむね1か月以上の入院			17			
			居宅内療養	疾病のため、おおむね1か月以上の常時臥床		17			
				一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）	15			
				（1か月以上）	上記以外の人	12			
	4	障がい 要：診断書 あれば手帳	身障者手帳を有し、1・2級程度　（精神手帳：1級程度、療育手帳：A1、A2級程度）			17			
			身障者手帳を有し、3級程度　　（精神手帳：2級程度、療育手帳：B1級程度）			13			
			身障者手帳を有し、4～6級程度（精神手帳：3級程度、療育手帳：B2級程度）			11			
	5	親族の介護・ 看護	居宅介護・看護	施設等の付き添い		区分1を準用			
				重度障がい者等の全介護（要介護5・4、身体1・2、精神1・2、療育A1・A2を所持）		17			
				常時観察と介護（食事、排泄、入浴の介護）を要する場合（要介護3、療育B1を所持）		13			
				上記以外の程度		11			
	6	災害	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合			17			
	7	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている（最長3カ月の認定となります）			2			
	8	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない			区分1を準用			
	9	虐待等	児童虐待、DV			17			
	10	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等			17			
	11	その他	前各号に掲げるもののほか、保育を必要とすると認められる場合			区分1～10を準用			
小計①									

（裏面も記載してください）

調整指数	福祉的観点		ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯	5	
			児童虐待、DVその他社会的養護が必要な場合	5	
			保護者に障がいがあり、身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合 （診断書及び手帳が必須）	4	
			世帯員に障がいのある者があり、児童の養育に支障があると認められる場合 （診断書及び手帳が必須）	3	
			生活保護世帯	3	
	養育環境の観点	兄弟姉妹	2人以上の兄弟姉妹が新規の保育施設を同時に申込みする場合 （1号から2号への移行希望者の在園する園を申込みする場合は除く）	2	
			双子など多胎児が同時に同じ月で申込みする場合	1	
			兄弟姉妹が1号・2号・3号で入園中の同じ施設を新規に第1希望で申込む場合 （1号からの移行希望者を除く）	3	（複数該当は最高4点）
			障がい児枠で利用中または申込み中の兄弟姉妹がいる場合	4	
		利用中	常時、認可外保育施設、企業内託児施設等を利用しているもしくは市外の保育施設に入園している場合(ひと月あたり64時間以上の利用者が対象で、一時預かりは除く) ※事業所内の従業員枠を含む	3	
		卒園	地域型保育事業の卒園児の申込みの場合（事業所内保育の従業員枠を除く）	6	
		就労先	保護者が勤務先に連れて行き仕事のかたわら保育している （自営業・勤務先が実家や自宅の場合を除く）	3	
			就労証明書の主な就労先住所が自宅住所である	−3	
			兄弟姉妹いずれかが家庭で保育されている場合（勤務先が自宅の場合を含む）	−3	
		再入園	弟、妹の育児休業取得により退園した児童の再入園及び再入園希望児童の弟、妹の申込み （兄弟姉妹が同時に申込みした場合）	5	
			病気療養等のため退園した児童の再入園及び再入園希望児童の兄弟姉妹の申込み （兄弟姉妹が同時に申込みした場合）	5	
	その他	第3子	第3子以降の児童の申込みの場合	3	
		保育士	父母が保育士、幼稚園教諭、保育教諭の職に就いており、教育・保育施設で勤務している場合 ※1 就労予定の場合も含む ※2 教育・保育施設…幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業（認可外も含む）	4	
		失業	生計中心者の失業により速やかな就労の必要性が高い場合	3	
		その他	施設側の事情により転園を余儀なくされた場合	6	
		祖父母	同居の祖父母（入園希望年度の4/1現在で65歳未満）が健康で、不就労の場合（月48時間未満の就労を含む）	−10	
			別居の祖父母（入園希望年度の4/1現在で65歳未満）が健康で、不就労の場合（市内）	−3	
		未納	保育料・給食費未納者	−50	
小計②					

評点合計（小計①＋小計②）	

①	②	修正
③	④	修正